

瀬戸市消防本部消防職員委員会に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 1 0 月 1 日

瀬戸市長 川 本 雅 之

瀬戸市規則第 3 5 号

瀬戸市消防本部消防職員委員会に関する規則の一部を改正する規則

瀬戸市消防本部消防職員委員会に関する規則（平成 8 年瀬戸市規則第 2 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(委員会の会議及び議事等)	(委員会の会議及び議事等)
第 9 条 委員会の会議は、毎年度 <u>1 回以上開催するものとする。</u>	第 9 条 委員会の会議は、毎年度の前半に 1 回開催することを常例とするとともに、必要に応じ、開催する。
2 から 6 まで <省略>	2 から 6 まで <省略>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。